



特別栽培農産物認証 生産登録者等における責務



共通事項 生産登録者等

..... 生産登録者 栽培責任者 確認責任者
精米責任者 精米確認者

- 1 自らの責任による生産管理、厳格な出荷管理、表示票の適正使用など、**県の要綱要領および、国の『特別栽培農産物に係る表示ガイドライン』を遵守すること。**
(要綱第5条の1、第15条の2)
- 2 消費者、流通業者等への積極的な情報提供による相互理解と信頼の向上を図ること。
(要綱第5条の2)
- 3 県から求められた場合、現地調査への立会い、書類の提示及び説明などへ協力すること。
(要綱第10条の2)

生産登録者

..... 認証の通知を受けた者 (要綱第2条(2))

- 1 **生産ほ場の登録と適正な生産と出荷の管理に努めること。**(要領第6条(1))
計画的な栽培管理状況、出荷状況の点検をしましょう。
- 2 **栽培基準(要領別記1)を遵守すること。**(要綱第4条(1))
 - (1) 他の生産ほ場と明瞭に区別すること
 - (2) 遺伝子組み換え技術により育成された品種は使用してはならない。
 - (3) 堆肥等の施用は土壌条件等を考慮し適量を施用すること
 - (4) 節減対象農薬を使用する場合は毒性の低い普通物の使用に努め、原則として県が定める「主要農作物病害虫防除暦及び除草剤使用基準」を遵守すること。
 - (5) 節減対象農薬、化学肥料の使用量等は前作物の収穫終了後から当該農作物の収穫終了時までの期間において使用した量等とする。
 - (6) 節減対象農薬の使用については、種子消毒、育苗時および本



など。

3 認証された認証対象農産物へ表示票の表示ができます。（要綱第11条の1）

鳥取県の表示票>>>



4 認証農産物に表示票を表示した際は栽培管理票を併せて表示すること。

（要綱第11条の2）

栽培管理票
表示例

農林水産省新ガイドラインによる表示	
特別栽培農産物	
節減対象農薬：当地比7割減	
化学肥料（窒素成分）：当地比5割減	
栽培責任者：○○○○	
住 所：	鳥取県○○町△ △
連絡先：	電話□□-□□-□□
確認責任者：△△△△	
住 所：	鳥取県○○町◇ ◇
連絡先：	電話□□-□□-◇◇

節減対象農薬の使用状況		
使用資材名	用途	回数・量
○○○○○	殺菌	1回
□□□□□	殺虫	2回
△△△△△	除草	1回

5 出荷容器又は包装物への紛らわしい表示は禁止されています。（要綱第11条の3）

一般農産物より優良又は有利であると誤認される用語（要領第7条の6（1））
認証農産物の栽培方法、品質等を誤認させる文字、絵、写真など（要領第7条の6（2））



「無農薬」「減農薬」「無化学肥料」「減化学肥料」など

6 認証対象農産物以外への表示票使用は禁止されています。（要綱第11条の4）

**7 認証された対象農産物の登録内容を変更するとき、または生産等を中止するとき
は、速やかに登録の変更（または生産中止）を届け出て下さい。**（要綱第8条の1）

変更届が必要な場合・・・生産ほ場の所在地、栽培面積、栽培方法
栽培責任者、確認責任者、精米確認者を変更した時

8 登録取消しの際には

- ・表示票使用の中止。（要綱第5条の4）
認証対象農産物の回収、表示票の除去若しくは抹消
- ・取り消しによる損失、消費者等とのトラブルの責を負うこと。（要綱第5条の3）

栽培責任者

…… 栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者

(要綱第2条の(3))

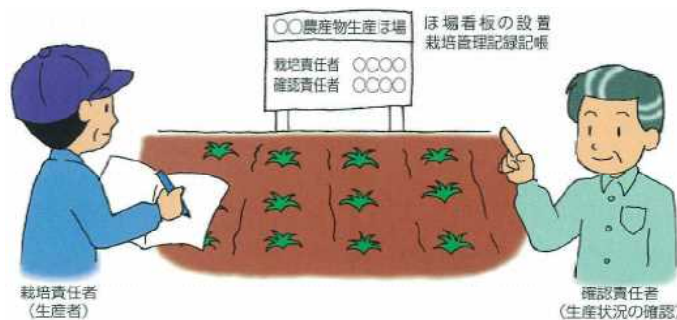
栽培責任者としては、生産者自身、またグループで生産する場合には、生産・出荷組合、農協の担当者が想定されます。

1 看板の設置 (要領第6条(2))

ほ場番号、面積、特別栽培農産物生産登録年月日、栽培責任者の氏名などを記載した看板を生産ほ場に設置

2 栽培管理、又は栽培管理の指導 (要領第6条(3))

- ・栽培計画 (別記様式第2号) 作成 (2部) → 確認責任者へ提出 (2部)
 - ・栽培管理記録 (別記様式第3号)
 - ・出荷記録 (様式指定なし)
- } 作成 (2部) → 収穫終了後15日以内に確認責任者へ提出 (2部)



確認責任者

…… 栽培管理の方法を調査し管理等に係る記録内容を確認する者

(要綱第2条の(4))

確認責任者としては、「当該地域の農業に精通し、技術的な指導が可能な者であることが望ましい。」とされています。例えば、生産・出荷組合、農協担当者が想定されます。栽培責任者と兼ねることは出来ません。また、個人の場合は家族も適当ではありません。

1 生産ほ場及び栽培管理記録記載状況の調査と栽培管理等の指導 (要領第6条(4))

栽培期間中に少なくとも1回以上生産ほ場の現地調査・指導を行う。

2 栽培責任者から提出された栽培計画、栽培管理記録、出荷記録の内容確認

(要領第6条(5))

- ・疑義があれば調査、記載の不備があれば改善指導
- ・確認の結果、適正の場合には、計画等の確認欄に確認年月日、確認者の氏名を付記する。
 - 栽培計画の内容が現状の農家の経営や技術と比べて妥当なものか。
 - 栽培計画と栽培管理記録、出荷記録との間に大きな相違はないか。等

3 栽培計画、栽培管理記録、出荷記録の提出 (要領第6条(6))

収穫終了後1か月以内 → 各総合事務所農林局へ提出

4 栽培計画、栽培管理記録、出荷記録の3年間の保管 (要領第6条(7))

精米責任者 …… とう精施設において玄米をとう精等する者（要綱第2条の(5)）

一般的には、米穀販売業者やとう精業者が当たります。生産者が生産から乾燥・調整、とう精まで一貫して行う場合は、生産者が栽培責任者、精米責任者の役割を担います。

「特別栽培米受払台帳」を整備し、特別栽培米の受け払いを正確に記録し、精米確認者によりとう精の確認が行われた後、台帳の写しを精米確認者に提出する。

精米確認者 …… とう精の実績を調査し、精米責任者によるとう精が適正に行われているかを確認する者（要綱第2条の(6)）

一般的には、販売業者団体、生産者団体などが考えられます。原則として精米責任者と同一ではなく、米穀に関し一定の知見を有し、必要な指導が可能な者であることとされています。精米責任者と精米確認者を兼ねることは出来るだけ避けるべきことですが、同一の企業であって、精米責任者と精米確認者の役割分担が明確であれば、その代表者が精米責任者と精米確認者を兼ねることは可能です。

1 とう精状況、受払台帳等の調査と内容確認

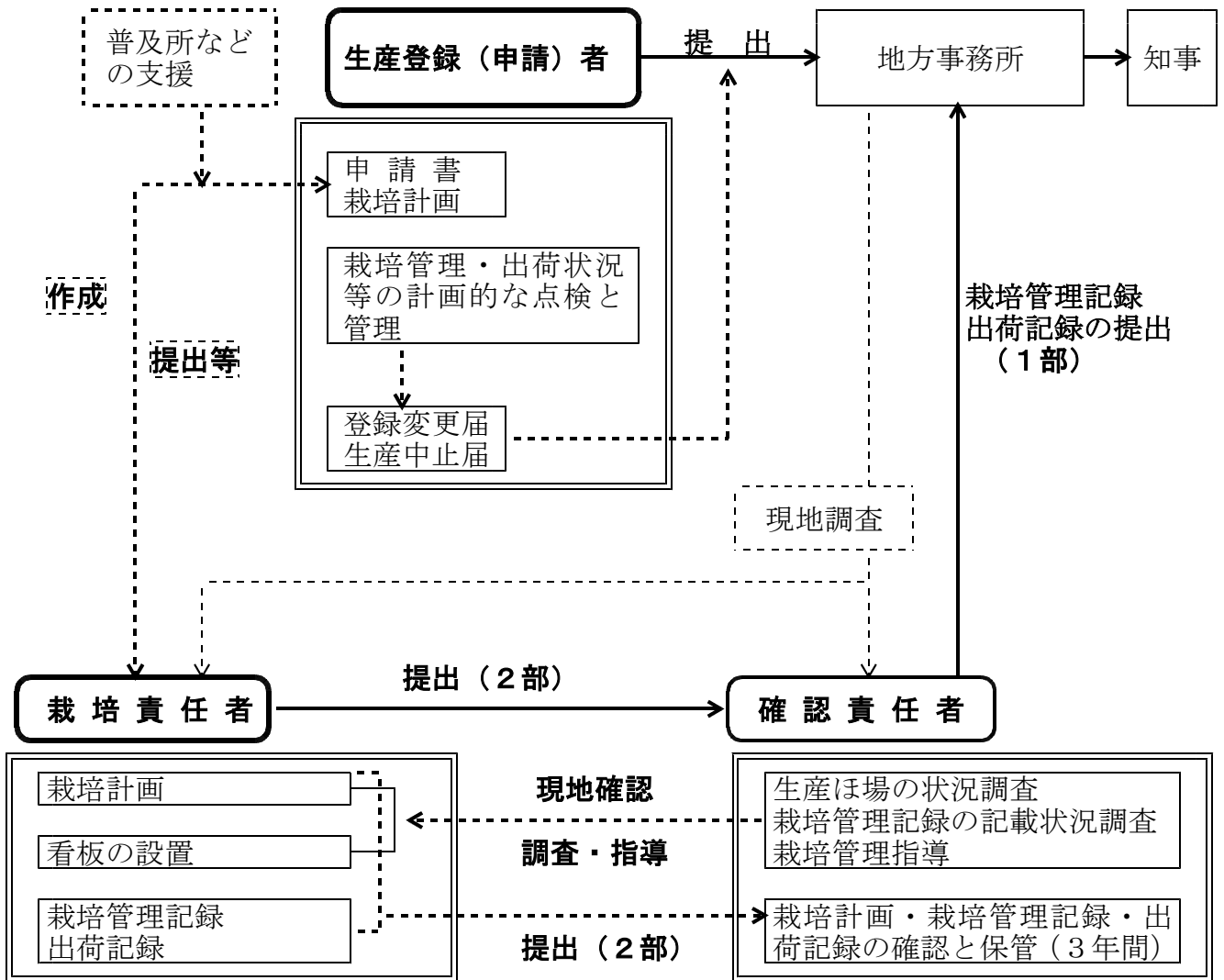
特別栽培米のとう精が行われている期間中は、原則として月1回以上とう精施設に行き、

- ・一定の期間における原料玄米の入荷量
- ・とう精によって得られた精米の数量
- ・とう精に伴う欠減量

等を台帳及び表示票等において調査し、袋詰め精米に付された表示と内容の一致を確認する。

2 「特別栽培米受払台帳」の3年間の保管

生産登録者などの主な役割フロー



【とう精施設において玄米をとう精する場合】

